

## 第 319 回県議会臨時会議（平成 25 年 6 月 3 日）における質疑内容

### 《質問項目》

#### 1 指定廃棄物最終処分場の候補地選定について

（1）特措法に基づく基本方針への対応について【答弁者：知事】

（2）今後の市町村長会議等での県の取組姿勢について【答弁者：知事】

#### 2 放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理について

【答弁者：環境森林部長】

#### 3 塩谷地区における救急医療について【答弁者：保健福祉部長】

#### 4 民生委員・児童委員の研修の充実強化について【答弁者：保健福祉部長】

#### 5 矢板南産業団地への企業誘致について【答弁者：企業局長】

#### 6 矢板市北部地域へのスマートインターチェンジの設置について

【答弁者：県土整備部長】

#### 7 塩谷地区における県立高校の学区の見直しについて【答弁者：教育長】

◆二番（齋藤淳一郎議員） 発言通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

# 1 指定廃棄物最終処分場の候補地選定について

## (1) 特措法に基づく基本方針への対応について【答弁者：知事】

◆二番（齋藤淳一郎議員） まず初めに、指定廃棄物最終処分場の候補地選定のうち、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針への対応について、知事にお伺いいたします。環境省は去る二月二十五日、かつての民主党政権のもとで行われてきた指定廃棄物最終処分場の候補地選定プロセスの検証結果を発表する中で、本県矢板市並びに茨城県高萩市への候補地提示を取り下げ、かわって指定廃棄物最終処分場の候補地選定に係る今後の方針を打ち出しました。

そして、この方針に基づき、三月十六日には専門家による検討会といたしまして指定廃棄物処分等有識者会議が設置され、また、本県では四月五日に指定廃棄物処理促進市町村長会議の初会合が持たれ、今後は、この有識者会議と市町村長会議が連携していくことで問題を解決することが期待されております。

五月二十一日には有識者会議が今後の選定手順に関する素案を取りまとめ、本県では、五月二十七日に開催された第二回市町村長会議に提示されたところでございます。しかし、県内の市町村長からは、「指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う」という放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針への異論が相次ぎ、素案をめぐる本格的な議論には踏み込むことができなかつたと聞いております。

そこで、県としては、指定廃棄物の処理は排出された都道府県内で行うというこの放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について、今後どのように対応していくのか、知事にお伺いいたします。

◎福田富一 知事 ただいまの齋藤淳一郎議員のご質問にお答えいたします。本県における指定廃棄物の保管状況につきまして、私は昨年十一月、直接この目で見てまいりました。いずれも適正に保管されておりましたが、保管スペースの確保に苦慮されていたり、営業にも支障を来しているなど、事業者の方々にとって大変厳しい状況が続いており、改めて、指定廃棄物最終処分場の早期設置の必要性を痛感いたしました。

私は、指定廃棄物最終処分場の整備について、県外設置に具体的な代案がない以上、県内設置はやむを得ないものと考えております。これは、四月五日の第一回市町村長会議や、今回の第二回市町村長会議でも繰り返し申し上げてまいりましたが、残念ながら、市町村長の皆様の合意を得るには至っておりません。

基本方針の見直しを求める意見は、福島第一原子力発電所周辺への設置を想定したものであると思いますが、福島県では、膨大な量の高濃度な放射性物質に汚染された廃棄物を抱え、その処理方法もいまだ決定できない状況であります。私は、福島県知事からも、栃木県の指定廃棄物の受け入れは到底困難であると明確に否定されておりますことから、県内の指定廃棄物を一日も早く処理するためには、指定廃棄物最終処分場は県内に設置することが現実的な解決策であると考えております。

このため、県内設置について共通理解を得ることが大変重要でありますことから、県といたしましては、国に対し、基本方針を決定するに至った経緯など、誰もが納得できる説明を求めていきますとともに、今後とも市町村長会議における議論を丁寧に積み重ねていくなど、指定廃棄物最終処分場の早期設置の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 私自身は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針を見直すことで、より適切な指定廃棄物の処理を模索していくべきだと考えてはおりますが、いずれにいたしましても、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針についてしっかりと話し合える機会と一定の時間を設けることは、この問題を前進させるためには必要不可欠な取り組みだと考えております。

知事は、先日の市町村長会議終了後の記者会見において、指定廃棄物の仮置きについて、「あす竜巻が起こるかもしれない、ことしの夏の台風で流されるかもしれない」といった不安を漏らされておりました。しかし、その一方で、本県で近日中に候補地決定までこぎつけるのは、極めて困難な状況にあるのではないかと思います。

環境省が昨年三月に示しました指定廃棄物の今後の処理の方針では、ことしの夏から造成工事に着手し、来年七月からは、順次指定廃棄物を施設に搬入するという工程表が示されておりますが、この工程表どおりにいかないことは、もはや明らかでございます。加えて、環境省は、いわゆる地域振興策について、候補地がある程度決まった段階で対応するとしておりますので、候補地がどこに決まるにせよ、当初のスケジュールより大幅におくれることは必至でございます。

こうした状況のもとで、環境省は、以前から、指定廃棄物の処理体制を構築し引き渡しを受けるまでの間、国は保管に係る経費を負担する、または、必要な場所の確保に関する調整や現場保管施設の設置などの支援を行うとしております。

そこで、例えば千葉県では、県内市町村からの要請に基づき、国から約二億円の財政的な支援を受け、県の手賀沼終末処理場に約二千五百トンの焼却灰を収容できる一時保管施設を設置しております。本県でも、宇都宮市の佐藤栄一市長が、五月二十三日の定例記者会見で、「自治体以外にも、農家など指定廃棄物を保管する現状を国も視察し、財政的な措置を含めて検討すべきだ」と述べております。

本県でもこのような形で、指定廃棄物の保管状況が逼迫しているのであれば、また、仮置き期間に今後不測の日数が見込まれるのであれば、まずは国に対してより踏み込んだ支援を求めた上で、よりしっかりとした仮置き、一時保管によって、知事が危惧されております目の前の危機を少しでも取り除いた上で、その一方で、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針については多少時間をかけて議論していくべきではないかと考えますが、改めて、知事のご所見をお伺いいたします。

◎福田富一 知事 千葉県のように、一カ所に集約をするということも一つの考え方であろうと思いますが、しかし、それはあくまでも仮置きでございまして、竜巻、台風で被害を受けないのかということになりますと、それはそうとはならないと思っております。あくま

でも最終処分、安定的・永続的に管理を国が責任を持ってやっていくことが、この問題の解決につながると思っています。工程表どおりには進まないわけですから、当然その間の費用負担については国が持って当たり前の話だと思っていますし、要求もしてまいりたいと思っています。

今月、まだ日にちは私ははっきりは聞いておりませんが、市町村長の皆様方が自主的に会議を持って、今回のこの問題についての議論を深めるということですので、そのことについても大いに期待をしたいと思っています。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 再質問を続けさせていただきたいと思います。先ほど千葉県の事例を少しご紹介いたしましたが、私は、今回の一般質問に当たり、本県と同様に国から指定廃棄物最終処分場の設置を要請されております宮城県、茨城県、群馬県、千葉県の四県で、指定廃棄物の保管状況について調査してまいりました。そこで再認識させられたことは、本県で保管されている指定廃棄物がずば抜けて多いということ、そして、指定廃棄物の中でもより高い濃度のものが多く保管されていること、この二点でございました。

三月三十一日時点で、この五県で合わせて一万九千六百四十七トンの指定廃棄物が保管されておりますが、その約半分の九千五百八トンが栃木県内で保管されております。また、これは昨年十二月の数字になりますが、県内で保管されている指定廃棄物のうち、一キログラム当たり三万ベクレルを超える、より高い濃度のものは一千三十二トンに達しており、五県全体で保管されている一千五百六十七トンの実に三分の二を占めております。

こうした状況のもとで、指定廃棄物の処理は排出された都道府県内で行うという放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針に従うとき、保管量トップの九千五百トン余りの指定廃棄物を保管し、かつまた三万ベクレルを超える高い濃度のものを一千トン以上抱えている本県と、例えばお隣の群馬県、保管量が七百四十九トンで三万ベクレルを超える高い濃度のものはゼロというところとでは、集中的に管理した場合の安全性がおのずと違ってくるのではないかと思います。

そこで、本県においては、指定廃棄物の処理は排出された都道府県内で行うという放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針の理解に当たっては、より慎重でなくてはならないと考えますが、知事のご所見をお伺いいたします。

◎福田富一 知事 そういう状況だからこそ、一刻も早く安全に処分をしなければならないということだと思っています。この問題は、国が責任を持って対応することになっているわけですから、そのために今回、日本の最も優秀な学者の人たちにも集まってもらって有識者会議を設置し、そこで検討がなされているということでもありますので、国が責任を持って速やかに処分をする。その処分地の候補地の選定については、我々も協力できることは協力することによって進めていくことが必要だと思っています。

## (2) 今後の市町村長会議等での県の取組姿勢について【答弁者：知事】

◆二番（齋藤淳一郎議員） では、次の質問に移らせていただきたいと思います。同じく指定廃棄物最終処分場の候補地選定のうち、今後の市町村長会議等での県の取り組み姿勢について、引き続き知事にお伺いいたします。

環境省は、かつての民主党政権のもとでの指定廃棄物最終処分場の候補地選定プロセスの反省に立ち、市町村長会議の開催を通じて、指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成することとしております。しかし、放射性物質汚染対処特別措置法では、先ほど知事のご発言の端々からもございましたように、指定廃棄物は国が責任を持って処理することが規定されております。

しかし、那須町の高久勝町長が四月五日の第一回目の市町村長会議の席上、「国は、責任を地方に丸投げしているように感じる」と述べておられるように、私は、環境省は、市町村長会議の開催を通じて、指定廃棄物処理の責任を市町村に押しつけているような印象を受けております。

私は、これまで都内で四回にわたって開催されました国の有識者会議の全てを傍聴してまいりましたが、このほど示された五月二十一日の有識者会議で取りまとめられた選定手順に関する素案についても、具体的な評価基準の線引きや評価項目間の重みづけといった、細部のようには見えますが、実は肝心なところで市町村長、市町村長会議任せになっていることを大いに危惧しております。

そこで、県としては、今後の市町村長会議においては、より一層、知事が常々強調されている市町重視の立場に立った取り組み姿勢が必要と思われませんが、知事の考えをお聞かせいただければと思います。

◎福田富一 知事 ただいまのご質問にお答えいたします。県といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、逼迫した保管状況にある指定廃棄物を一日でも早く処理するためには、指定廃棄物最終処分場を県内に設置することが現実的な解決策であると考えております。

指定廃棄物最終処分場の設置には、市町村長の皆様の共通理解を得ることが重要でありますことから、これまで、県内全市町村による保管状況の現地調査や市町村長会議での議論を重ねてまいりました。さらに、市町村から寄せられたさまざまなご意見やご質問について、国が説明責任をしっかりと果たすよう強く求めるなど、市町村と国との間に立って丁寧に進めてきたところでございます。

こうした中、五月二十七日の市町村長会議で示された候補地選定手順の素案におきましては、地域の実情を反映できる仕組みが取り入れられたところではありますが、最終的には国が候補地を決定し、地元への説明についても国が責任を持って行うべきものであり、国にはその覚悟を持って選定作業を進めてもらいたいと考えております。

県といたしましては、引き続き市町村長会議を通じて、市町村や国と丁寧な議論を積み重ねてまいります。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 先ほどの知事のご答弁について、一問一答方式で二回に分けてお伺いしたいと思います。まず一点目でございますが、知事は、五月二十七日の第二回の市町村長会議において、「指定廃棄物を福島県へと言うなら、市長会長、町村会長には関係市町村と福島県の市町村とで協議するよう調整してほしい。そして、結果を教えてほしい。それまでは市町村長会議は延期してもいい」と発言されたとお伺っております。しかし、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針の説明責任は国にある、また、市町村長会議の主催者も県ではなくてあくまでも国であるといった点からも、このことについては、国にしかるべき対応を求めるのが本来のあり方ではないかと思いますが、このことについて、知事のご所見をお伺いたします。

◎福田富一 知事 この問題については、三つの考え方があると思います。何度か申し上げておりますが、一つ目は、全体では一万四千トンぐらいですが、その中でも九千トン近くが農林業系廃棄物ということになっており、それが百七十四カ所に分散保管されている。これを国も決められない、我々も決められないということになって、そのままの状態でも保管をし続けるというのが一つ目の考え方。二つ目には、一部の市町村長がおっしゃっているように、県外に持っていき、あるいは東京電力にやらせるということです。それから、三つ目は、国の方針どおり、県内で処分する。この三つの考え方があると思っています。

一番目の問題は、これは無責任と、万が一のときには不作為を指摘されることになると思います。その際に、その不作為の当事者は国なのか、県なのか、市町村なのか、こういうことにもなるかもしれません。

それから、二つ目の問題については、福島県知事が明確に反対をしている。そしてまた、そういうことを栃木県で言うならば、栃木県で使った電気の量に応じて福島県内のものも持って行ってほしいと。里帰りですね。なぜならば、我々は首都圏の電気の供給をしたのですよ、その結果が今日だということであります。

あわせて、福島県内でどのようにこの指定廃棄物が処分されていくのかということは今、方針は出ているわけですが、十万ベクレル以下のものについては管理型の処分場、それは民間の福島県内の処分場を活用する。それから、十万ベクレルを超えるものについては原子力発電所周辺の、今三カ所から九カ所ぐらいの候補地があるようですが、そこに一時処分として三十年間中間貯蔵して、三十年後にはどこかに持ち出すということを、前民主党政権のときに福島県と約束をしているわけでございます。そして、その中間貯蔵施設もいまだに候補地すら決定できないという状況にあるわけです。

こういう状況の中で、果たして福島県に持っていけという栃木県の一部の意見が通るのかということがあります。だったら、市町村長の皆様方は福島県内の首長の皆さん方とも親交があるわけですから、内々にそういう可能性があるのかどうかということ意見を交換してみたらどうですか、ということをお願いいたします。

ゆえに、それらを客観的に考えますと、県外でとか東京電力にというのは、さらに時間がかかり過ぎる問題ではないか。ついでに、県内で候補地に決定されたところは矢板市と同じように苦悩をしょい込むことになりませんが、しかし、県全体のことを考えれば、どこかに安

全に処分するのはやむを得ないということで、一部の首長の意見については、福島県の皆さんと意見交換してみたらどうですかということをお願いしました。

しかし、その後、新聞のコメントでは、「それは国の責任だ」ということをおっしゃっているようですし、それを受けて、市町村長がみずから、県や国を除いて意見交換する場を今度つくるようでございますので、その会議の内容を待ちたいと思います。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 再質問を続けさせていただきたいと思います。

再質問の二点目でございますが、確認の意味合いで知事にぜひ確かめておきたいことがございます。環境省の井上副大臣は、五月二十一日の有識者会議終了後に記者団の質問に答え、県内への指定廃棄物最終処分場の設置について、これは副大臣の肉声でございますので、正確を期すために読み上げさせていただきたいと思いますが、「とりわけ栃木県に関しましては、知事さんのご意向も県内一カ所ということでありますから、まさにそれが地域を代表する声だと思えますし」、そのようなことを述べておられます。この模様はテレビでも放映されたようで、私の地元矢板市では大きな反響、率直に申し上げれば大きな反発を呼んでおります。しかし、この井上環境副大臣の発言でございますが、特にこの「知事の意向が地域を代表する声だと思えますし」というくだりは、これまでの知事のご答弁とは大きな食い違いがあるのではないかと思います。

そこで、この井上環境副大臣の発言は、知事にとって本意ではないということを確認させていただきたいと思います。

◎福田富一 知事 大臣が何を言おうが、副大臣が何を言おうが、今回の問題は一刻も早く処理をしなければ県益にかなわないということが前提にあると思っています。ゆえに、民主党政権が決定したことについても支持をしまいいりしたし、その後の政権についても同じように私は支持をしております。それだけの話でありまして、地域を代表しているわけではありません。県民を代表して、風評被害を一日も早く払拭し、そして、安全な状態に保つための指定廃棄物最終処分場の設置は必要だということを、何度も繰り返し申し上げているだけでございます。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 県民を代表してという力強いお言葉をいただきました。それを踏まえた上で、提案も兼ねて再質問を続けさせていただきたいと思います。これは、まず環境森林部長にお伺いした上で、知事にもご所見をお聞きしたいと思えます。

宮城県では、知事独自の判断で昨年十月に市町村長会議を開催いたしまして、そこで取りまとめた意見を環境大臣宛て提出しております。この宮城県からの意見に対する環境省の回答は有識者会議の初会合でも配付され、そのうち何点かについては、これは私見でございますが、今回の選定手順に関する素案にも反映されたのではないかと思います。

一方、本県では、矢板市塩田地区が候補地提示を受けた日の翌日の昨年九月四日に、指定廃棄物最終処分場設置に関する庁内連絡会議を設置いたしまして、候補地提示に関する課題の検討について、あらゆる視点から精査することとしておりましたが、まず環境森林部長に

はその精査の結果がどのようなものだったのかお聞かせいただき、知事にはその精査結果をもとに、本県の市町村長会議にも諮った上で、意見書等の形で環境大臣または有識者会議に対して提出することについて、ご所見をお伺いしたいと思います。

◎櫻井康雄 環境森林部長 庁内連絡会議等も含めまして県として精査したわけですが、その結果が最もあらわれたのが、環境省による選定手順の見直しだと私どもは思っています。というのは、選定プロセスの中で、突然の提示といった形とか、あるいは基準そのものについて地域の意見等が求められなかった。一応担当者会議等はやっておりますが。そういった経緯そのものが問題であるというのが、私どもの内部的な検証の結果でございます。これらを受けて、今回の環境省による選定手順の見直し、あるいは地域の実情等をどのように反映していくかという選定の仕方の提示になっておりますので、細かい点はいろいろあるかと思いますが、基本的にはそこにあらわれていると考えております。

◎福田富一 知事 今、環境森林部長から話がありましたが、毎回、市町村長会議でのやりとり、それから、その後改めて精査をした上で、各市町村からは県が意見を受け付けて、それを環境省につなぐ、その内容について有識者会議などでも議論をしてもらうという、いわゆるキャッチボールをやっているわけですが、それらが今回の基準の見直しにも一部つながっていったのではないかと考えています。

がしかし、市町村長会議でそれらについての内容の精査をし、最終的に決めるのは市町村長会議だと思っておりますが、残念ながら入り口論で毎回紛糾していますので、そういうところの議論までは、全く市町村長会議としては至っておりません。これからそういう時期が早く来てほしいと私は思っているところです。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 環境森林部長からは、ぜひ精査の中身を――例えば宮城県の例でいいますと、農業用水に対する配慮はどうだったのか、火山の周辺は除外すべきだというような具体的な提案が箇条書きで、十月三十日付だったと思いますが、市町村長会議を踏まえた上で宮城県知事名で環境大臣に提出されていたかと思えます。また、知事も、九月十一日の定例記者会見でございますが、「各項目に対する環境省の判断といえますか、点数づけといえますか、そういうものが正しいかどうかということについて、庁内連絡会議の中で各部署が役割分担をして進めている状況でございます」とご発言されているかと思えます。

いずれにいたしましても、私がなぜこのようなお尋ねをご提案も含めてさせていただいたかという、先ほどお話しいたしましたように、指定廃棄物最終処分場の設置を求められている四県を、駆け足ではございますが回らせていただきました。その中で、当たり前のことではあります、それぞれの県には、それぞれの事情があるということを再認識してまいりました。

そして、そこでの本県の特徴というのは、指定廃棄物の保管量が多い、また、高い濃度のものが多い。さらには、知事もお触れになっておりましたが、指定廃棄物の中で、農家の敷地に仮置きされている農林業系の副産物が多い。そのような特徴があることに加えて、やは



り一番大きな特徴というのは、かつて突然かつ一方的に候補地の提示を受けて怒り、悩み、苦しんできた方たちがこの栃木県にはいらっしやるということだと考えております。

そこで、庁内連絡会議のお話をさせていただきましたが、県としてそのような具体的な経験を今後の問題解決に役立てていくためにも、ぜひ積極的に有識者会議に対して、または環境省に対して物申していただきたいと思います。その中で、知事におかれましては引き続き、いや、より一層市町重視の立場に立っていただきますようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

## 2 放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理について

【答弁者：環境森林部長】

◆二番（齋藤淳一郎議員） 放射性セシウム濃度が一キログラム当たり八千ベクレル以下の廃棄物の処理について、引き続き環境森林部長にお伺いいたします。放射性セシウム濃度が一キログラム当たり八千ベクレルを超える放射性廃棄物については、指定廃棄物として国が責任を持って処理することが規定されております。一方、八千ベクレル以下の廃棄物については、通常の廃棄物として、現行の廃棄物処理法に基づき市町村などが処理することができるとされております。

しかしながら、この八千ベクレル以下の廃棄物についても、県内では受入先が見つからないといった声をしばしば耳にいたします。また、他県の市町村長会議では、指定廃棄物の最終処分場において八千ベクレル以下の廃棄物もあわせて処分してほしいといった要望も出されていると聞いております。

そこで、県では現在、県内における放射性セシウム濃度が一キログラム当たり八千ベクレル以下の廃棄物の保管量や保管状況をどの程度把握し、また、どのような対応をとっているのかお伺いいたします。

◎櫻井康雄 環境森林部長 ただいまのご質問にお答えいたします。放射性物質に汚染された廃棄物の種類は、一般廃棄物の焼却灰や下水スラグ、稲わら、牧草、腐葉土など多岐にわたっております。これらの廃棄物の保管状況につきましては、庁内関係課や市町村で把握を行い、庁内連絡会議において適時集約しており、ことし三月現在における一キログラム当たり八千ベクレル以下の廃棄物の保管量は約三万五千トンとなっております。

これらの廃棄物は通常の廃棄物と同様の方法で安全に処理できるものでございます。しかしながら、最終処分場を有していない市町村があること、あるいは独自の受入基準を設定している処理業者も多いことなどから、処理が停滞している実情がございます。

県では、これまで市町村に対しまして、民間の最終処分場の受け入れ状況に関する情報提供や適正保管に関する助言等を行うとともに、国に対しまして受け入れ施設の確保等に関する支援などについて要望してまいりました。今後ともこうした取り組みを重ね、一キログラム当たり八千ベクレル以下の廃棄物の処理が円滑に進むように努めてまいります。

◆二番（齋藤淳一郎議員） この八千ベクレル以下の廃棄物は、指定廃棄物と違って、あくまでも市町村の最終責任で処理しなくてはならない廃棄物でございます。そこで、県としては、むしろ指定廃棄物以上に、県独自の判断で、または県内市町村と連携した上で、安全な処分方法や風評被害対策に取り組むべきと考えます。今後とも、県内市町村の悩みをしっかりと吸い上げていただいて、適切な対策をとっていただくようお願い申し上げます、次の質問に移ります。

### 3 塩谷地区における救急医療について【答弁者：保健福祉部長】

◆二番（齋藤淳一郎議員） 先ほどの知事のご答弁について、一問一答方式で二回に分けてお伺いしたいと思います。まず一点目でございますが、知事は、五月二十七日の第二回の市町村長会議において、「指定廃棄物を福島県へと言うなら、市長会長、町村会長には関係市町と福島県の市町村とで協議するよう調整してほしい。そして、結果を教えてほしい。それまでは市町村長会議は延期してもいい」と発言されたとお伺っております。しかし、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針の説明責任は国にある、また、市町村長会議の主催者も県ではなくてあくまでも国であるといった点からも、このことについては、国にしかるべき対応を求めるのが本来のあり方ではないかと思いますが、このことについて、知事のご所見をお伺いいたします。

次に、塩谷地区における救急医療について、保健福祉部長にお伺いいたします。塩谷地区はおとし、県内にある十三消防本部の中で、通報を受けてから救急車で病院に收容されるまでの時間が最も長く、四十八・一分かかっております。前年と比較して一・五分短縮したものの、最も早い小山市とは十四・二分もの差があり、六年連続で最下位になってしまいました。このように、塩谷地区の救急搬送時間はほかの地区と比べて大きく立ちおいております。

県では、本年三月に策定した栃木県保健医療計画の六期計画において、救急要請から病院收容までの平均時間、危篤・重症患者の搬送における病院への受入照会回数四回以上の件数の割合及び現場滞在時間三十分以上の件数の割合の三項目を全国平均以下とする数値目標を掲げました。私は、これらの数値目標を達成するためには、搬送時間ワーストワンの塩谷地区の体制を充実強化していくことが必要と考えております。また、県内で最も課題が多いと思われる塩谷地区において課題解決の方向性を見出すことは、本県全体の救急医療を前進させる大きな第一歩になるのではないかと考えております。

そこで、こうした点を踏まえて、県では今後塩谷地区の救急医療をどのように充実強化していこうと考えているのか、保健福祉部長にお伺いいたします。

◎名越究 保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。限られた医療資源の中で救急医療を適切に提供するためには、地域住民が救急医療の現状を理解し適正な利用を心がけるとともに、医療機関、消防機関、行政が一体となった取り組みを推進することが重要でございます。

このため、県では塩谷地区において、他の地区に先駆けて昨年一月、住民を対象に救急医療をテーマとした地域医療フォーラムを開催するなど、救急医療の適正利用の推進に努めてまいりました。また、今年度は、新たに地元医師会や救急医療機関、消防機関等で構成いたします塩谷地区救急医療対策会議を設置いたしまして、救急患者の搬送・受入体制に関して、この地域の特性を踏まえた検証を行い、課題解決に向けた対応策を協議・実践していくこととしております。

県では、こうした取り組みを通じまして、塩谷地区の救急医療体制の充実強化を図ります

とともに、取り組みの成果につきましては、県内全域に広げてまいりたいと考えております。

◆二番（齋藤淳一郎議員）　ご答弁の中で、今年度初めての取り組みといたしまして、塩谷地区救急医療対策会議ということで、塩谷地区という名称をつけて、特出しをして今後の対応方針を協議いただけるということでございます。それだけ塩谷地区の救急医療が深刻な状況にあるということをお話しているのではないかと思います。ぜひとも積極的な議論をしていただき、塩谷地区における救急搬送時間が一分、一秒でも短縮できるようお願い申し上げます。次の質問に移ります。

#### 4 民生委員・児童委員の研修の充実強化について【答弁者：保健福祉部長】

◆二番（齋藤淳一郎議員） 次に、民生委員・児童委員の充実強化について、引き続き保健福祉部長にお伺いいたします。三年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選が本年十二月一日に行われます。民生委員・児童委員の皆様は、日ごろから社会奉仕の精神を持って、各種の福祉サービスを必要とする方への相談支援や援助などに当たっておられます。

民生委員・児童委員の担い手不足が全国的に問題となる中で、本県におきましては、委員定数三千八百四十八人に対して欠員はわずか二十六人とどまっていることは、みんなで支え合い、ともに生きる福祉社会づくりを目指す本県にとっては、まことに心強い限りでございます。

しかしながら、近年の少子高齢化の急速な進行や都市化に伴う連帯感の希薄化に伴い、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しております。また、福祉に関する政策は、障害者総合支援法の施行や地域包括ケアシステムの構築など、大きく見直されてもおります。

そこで、今回の一斉改選により新たに委嘱される民生委員・児童委員の皆様にごのお力を大いに発揮していただくために、県はこれまで以上に研修の充実強化を図るべきと考えますが、保健福祉部長の見解をお伺いいたします。

◎名越究 保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。少子高齢化が進む中、住民に最も身近な相談相手として、民生委員・児童委員に果たしていただく役割はますます大きくなっております。

県では、これまで新任となった委員の方々に対するハンドブックの配付や、中堅の委員の方々を対象とした研修会を実施するなど、民生委員・児童委員の相談活動や調査活動に必要な基礎知識や援助技法の習得などの支援を行ってまいりました。

民生委員・児童委員の一斉改選となります本年度は、新任となる一千人を超える方々に、座学による講義に加え、県内各地域の社会福祉施設を利用した、より実践的な体験研修を実施することといたしております。今後とも、民生委員・児童委員の幅広い活動に資することができますよう、市町村や県民生委員児童委員協議会等の関係機関との連携を図りながら、研修の充実強化に努めてまいります。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 保健福祉部長のご答弁の冒頭で、民生委員・児童委員へのニーズは今後一層高まっていくというお話がございました。私は、そうした中で、現役の民生委員・児童委員の皆様のご負担を少しでも減らしていくために、このほど退任される皆様に引き続きお力をおかりいただけるような仕組みづくりを要望させていただきたいと思っております。OBの皆様には既に実績があり、地域の見守りのスキルやノウハウもお持ちでございます。そういった方たちにもう一頑張りしていただくことで、本県における地域福祉の一層の増進が図られることを期待いたしまして、次の質問に移ります。

## 5 矢板南産業団地への企業誘致について【答弁者：企業局長】

◆二番（齋藤淳一郎議員） 先ほどの知事のご答弁について、一問一答方式で二回に分けてお伺いしたいと思います。まず一点目でございますが、知事は、五月二十七日の第二回の市町村長会議において、「指定廃棄物を福島県へと言うなら、市長会長、町村会長には関係市町と福島県の市町村とで協議するよう調整してほしい。そして、結果を教えてほしい。それまでは市町村長会議は延期してもいい」と発言されたとお伺っております。しかし、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針の説明責任は国にある、また、市町村長会議の主催者も県ではなくてあくまでも国であるといった点からも、このことについては、国にしかるべき対応を求めるのが本来のあり方ではないかと思いますが、このことについて、知事のご所見をお伺いたします。

次に、矢板南産業団地への企業誘致について、企業局長にお伺いたします。このことにつきましては、おとしし六月の初登壇以来毎回お伺いしておりますが、その中で、昨年七月には分譲価格を二六・二%引き下げただきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

また、昨年九月の一般質問では、矢板南産業団地でメガソーラー、大規模太陽光発電所の計画を進めている企業があることから、そのことを新たなセールスポイントとして、矢板南産業団地を太陽光発電を初めとする再生可能エネルギー産業の一大拠点としてPRしていくことをご提案させていただきました。

その後、矢板南産業団地におきましては、本年三月にシャープ矢板太陽光発電所が稼働開始したのに続いて、現在、ソフトバンク矢板ソーラーパークも建設中でございます。これらメガソーラーの本格的な稼働によりまして、メガソーラーをいわばシンボリック的存在とする矢板南産業団地が出現することになります。

そこで私は、改めて、この矢板南産業団地を環境にやさしい再生可能エネルギー産業の一大拠点として位置づけ、残る区画への企業誘致を推進していくべきと考えますが、企業局長の考えをお伺いたします。

◎久保章 企業局長 ただいまのご質問にお答えいたします。矢板南産業団地につきましては、矢板インターチェンジや国道四号への良好な交通アクセスや、首都圏と東北地方をつなぐ中継点にある立地環境に加え、昨年、競争力ある分譲価格に改定したことや立地が決定したメガソーラーの話題性を生かしまして、これまで重点五分野を初め物流関連企業等への誘致活動を行ってまいりました。

また、現在建設中のメガソーラーにつきましても、八月には稼働が開始される予定であることから、環境に優しくクリーンなイメージを団地のセールスポイントとして、新たに専用パンフレットを作成するとともに、ホームページ等で県内外の企業等に広くPRするなど、団地の知名度アップに取り組んでまいります。

さらに、再生可能エネルギー産業につきましては、今後の成長が期待される分野でありますことから、地元矢板市を初め、とちぎのいいもの販売推進本部などと連携して積極的に企業訪問等を行うとともに、国の補助金や各種優遇制度も生かしながら、さらなる企業誘致に

努めてまいります。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 矢板市では今年度、環境基本条例の制定と環境基本計画の策定に取り組むこととしております。そこで、県においては、これは各部局にお願いでございますが、矢板市との間で、この環境をキーワードにした連携を一層強化していただき、できますれば矢板南産業団地への企業誘致に結びつくような取り組みをお願い申し上げ、次の質問に移ります。

## 6 矢板市北部地域へのスマートインターチェンジの設置について

【答弁者：県土整備部長】

◆二番（齋藤淳一郎議員） 先ほどの知事のご答弁について、一問一答方式で二回に分けてお伺いしたいと思います。まず一点目でございますが、知事は、五月二十七日の第二回の市町村長会議において、「指定廃棄物を福島県へと言うなら、市長会長、町村会長には関係市町と福島県の市町村とで協議するよう調整してほしい。そして、結果を教えてほしい。それまでは市町村長会議は延期してもいい」と発言されたとお伺っております。しかし、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針の説明責任は国にある、また、市町村長会議の主催者も県ではなくてあくまでも国であるといった点からも、このことについては、国にしかるべき対応を求めるのが本来のあり方ではないかと思いますが、このことについて、知事のご所見をお伺いたします。

矢板市北部地域へのスマートインターチェンジの設置について、県土整備部長にお伺いたします。現在、全国各地でETC専用のインターチェンジ、スマートインターチェンジの設置が進められております。栃木県内でも上河内サービスエリア、那須高原サービスエリア、そして佐野サービスエリアの三カ所で既に設置されております。

しかし、県内で一番インターチェンジ間の距離が長いのは、矢板インターチェンジと西那須野塩原インターチェンジとの間十八・九キロ区間でございます。そこで私は、以前から矢板市の北部地域にスマートインターチェンジを設置することを提案しておりました。

矢板市北部地域にスマートインターチェンジを設置することは、周辺の国道四号や県道矢板那須線の円滑な通行や地域経済の活性化に役立つだけでなく、先ほど塩谷地区の救急医療について質問させていただきましたが、救急搬送時間を短縮することにも資する取り組みでございます。

そこで、矢板市では、おとしし八月に県主催で開催された第一回スマートインターチェンジ勉強会に参加して以来、矢板市北部地域へのスマートインターチェンジの設置可能性について検討してまいりました。その後、市内三カ所の中から、矢板市長井、下太田地内の矢板北パーキングエリアを候補地として選定し、現在、交通量の推計や費用便益分析を行うための調査を実施しているところでございます。

そこで、県は今後、矢板市に対し、矢板市北部地域へのスマートインターチェンジの設置をどのような形で支援していくのか、県土整備部長にお伺いたします。

◎熊倉雄一 県土整備部長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。本県における高速道路のインターチェンジの間隔は、全国平均に比べて長いことから、高速道路の利便性をさらに向上させ、県内の地域活性化を図るため、これまで市町村と協力しながらスマートインターチェンジの整備を進めてきたところであります。

お尋ねの矢板地区におけるスマートインターチェンジにつきましては、現在、矢板市が最適な候補地を決定するため各種調査を行うなど、鋭意検討しているところでございます。



県といたしましては、高速道路への連結手法など、これまでの経験とノウハウを十分に生かし、スマートインターチェンジ計画の具体化が図られますよう、引き続き矢板市を積極的に支援してまいります。

◆二番（齋藤淳一郎議員） ぜひと積極的な支援をお願いしたいと思います。あわせまして、少し気が早いようなのですが、アクセス道路の整備について、県土整備部長に再質問させていただきます。

県内で設置済みの三カ所のスマートインターチェンジにつきましては、全てサービスエリアに併設されており、そのアクセス道路はいずれも県が、県道として整備しております。矢板市北部地域へのスマートインターチェンジの設置は、矢板市のみならず、県北地域全体への経済的な波及効果も大いに期待されます。

このような点を踏まえ、矢板北パーキングエリア付近で計画されているスマートインターチェンジのアクセス道路については、単に最寄りの、例えば県道県民の森矢板線につなげるのではなくて、東北自動車道に並行して走っている県道矢板那須線、さらには、このほど国から事業化に向けた調査費が盛り込まれました国道四号矢板大田原バイパス計画にアクセスするよう整備すべきと考えますが、県土整備部長のご所見をお伺いいたします。

◎熊倉雄一 県土整備部長 再質問にお答え申し上げます。今、アクセス道路についてのご質問がありましたが、先ほど答弁で申しましたように、矢板市におきましては、スマートインターチェンジの計画について現在、最適な候補地を絞り込むためのいろいろな調査をしております。今後、もちろん国、県、それから高速道路会社と協議・調整を実施していくこととなります。そうした検討・調整の中で、スマートインターチェンジの整備効果、沿線の生活環境、さらには交通環境への影響などを考慮しながら、アクセス道路も含めまして検討することとなりますので、まずは、スマートインターチェンジの設置場所についていろいろ協力していきたいと考えております。

◆二番（齋藤淳一郎議員） もちろん矢板市の積極的な姿勢が必要でございますが、その中でもしっかりと連携していただくよう、改めてお願いを申し上げます。

お願いばかりになってしまいますが、もう一点要望させていただきたいと思います。現在、スマートインターチェンジの整備につきましては、平成二十年度から十カ年で実施されております高速道路利便増進計画に基づいて予算措置されておりますが、予算や期間の面で、スマートインターチェンジの整備環境は年々厳しくなっております。そこで、県内には、矢板北パーキングエリア付近に加えまして、宇都宮市の大谷地区などでもスマートインターチェンジの設置構想があることから、県は国に対して、例年七月に実施されます国への施策等に関する提案・要望の機会などを捉え、必要な予算確保と期間の延長を要請するよう要望いたしまして、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

## 7 塩谷地区における県立高校の学区の見直しについて【答弁者：教育長】

◆二番（齋藤淳一郎議員） 先ほどの知事のご答弁について、一問一答方式で二回に分けてお伺いしたいと思います。まず一点目でございますが、知事は、五月二十七日の第二回の市町村長会議において、「指定廃棄物を福島県へと言うなら、市長会長、町村会長には関係市町と福島県の市町村とで協議するよう調整してほしい。そして、結果を教えてほしい。それまでは市町村長会議は延期してもいい」と発言されたとお伺しております。しかし、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針の説明責任は国にある、また、市町村長会議の主催者も県ではなくてあくまでも国であるといった点からも、このことについては、国にしかるべき対応を求めるのが本来のあり方ではないかと思いますが、このことについて、知事のご所見をお伺いいたします。

最後に、塩谷地区における県立高校の学区の見直しについて、教育長にお伺いいたします。このことにつきましては、本年二月二十六日に花塚隆志議員が同様のテーマで質問されておりますが、私も花塚議員の質問のいわば再質問として、再質問というお墨つきを先日頂戴いたしましたので、私の地元でございます塩谷・南那須学区の見直しについてお伺いいたします。

教育長は、塩谷地区における県立高校普通科の定員確保に関する請願に基づいた花塚議員の質問に対し、「塩谷・南那須学区は、学区として適正な定員が確保されている」と答弁されております。

私は、この学区として適正な定員が確保されているという教育長のご答弁については理解をいたしますが、その一方で、この塩谷・南那須学区は、そもそも塩谷地区と南那須地区、この二つの地区の交流の少なさが塩谷地区における普通科のいわば空白感をもたらしているのではないかと考えております。例えば矢板市から、または昨年九月に請願書が提出された塩谷町から、南那須地区にございます烏山高校や馬頭高校の普通科に進学を希望する生徒は、公共交通機関の問題もありまして、ほとんどおりません。過去三年間で、矢板中学校と塩谷中学校から烏山高校と馬頭高校の普通科に進学した生徒は、それぞれ一人ずつしかおりません。

このように、塩谷・南那須学区は交流の少ないエリアだという認識に立ったとき、矢板市、そして塩谷町における県立高校普通科の定員確保についてどのようにお考えになっているのか、教育長にお伺いいたします。

◎古澤利通 教育長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。本県の学区制度は、学区外定員枠の拡大や学区の大きくくり化などを行いつつ、地域バランスのとれた高校教育の展開に寄与してきたものと考えております。また、県立高校の募集定員は、毎年度、全県及び学区ごとの中学校卒業生数の増減等を総合的に勘案して適正化を図っております。

ご質問の矢板市、塩谷町については、塩谷高校と矢板高校の統合や矢板東高校への中高一貫教育導入など、普通科を設置する学校の再編が進められた地区ではありますが、塩谷・南那須学区全体としては適正な普通科の定員が確保されており、その旨ご理解をいただきたいと考えております。

なお、今後の学区のあり方につきましては、本年度設置します県立高校再編に関する検討

会議におきまして、各学区の現状等を踏まえながら十分にご検討をいただき、どうあるべきか結論を見出してまいりたいと考えております。

◆二番（齋藤淳一郎議員） ご答弁にありました本年度からスタートする県立高校再編に関する検討会議の中で、塩谷・南那須学区の見直しについては特に取り上げていただくようお願いいたします。

具体的な再質問をさせていただきます。塩谷地区における県立高校普通科の定員確保のために、私は、矢板高校に新たに普通科を設置して、各種の職業科と普通科の互いの教科を学ぶことができる総合選択制高校にすることをご提案させていただきたいと思います。

このことにつきましては、県教育委員会が目指している魅力と活力ある県立高校づくりにも沿った取り組みではないかと考えておりますが、教育長の見解をお聞かせください。

◎古澤利通 教育長 再質問にお答えいたします。矢板高校の普通科の設置につきましては、塩谷・南那須学区の生徒数の減少が大幅であるということで、難しいということをご理解いただきたいと思います。

また、ご指摘の総合選択制高校の設置につきましては、先ほど申し上げました県立高校再編に関する検討会議で県立高校再編計画全体の検証を進める中で、総合選択制高校の成果についても検証してまいりますので、その検証の結果を踏まえた上で検討させていただきたいと考えております。

◆二番（齋藤淳一郎議員） 総合選択制高校についての評価を踏まえた上で、私は教育長の今までのご答弁、普通科が増設になるかどうかは別にして、矢板高校に普通科を設置できる余地は今後あるのではないかと、増設ということではなしにしても、そのような印象を持たせていただきました。

最後に要望させていただきたいと思います。今までのご答弁の中にございました、本年度からスタートする県立高校再編に関する検討会議では、現行の県立高校再編計画の進捗状況や、先ほどの総合選択制高校の成果等の検証を行うとのことですが、その際にあわせて、高校再編後の各高校の施設整備の状況についても確認をしていただきたいと思います。例えば再質問で取り上げた矢板高校につきましては、教育長のご答弁の中にもありますように、本年度から塩谷高校と統合して新生矢板高校としてスタートしておりますが、各種の職業科が設置されているにもかかわらず、体育館が一つしかないような状況にございます。こうしたハード面についても目配りをしていただき、県立高校再編がより実りあるものになるよう期待をし、私の質問の全てを終了いたします。

今回、私は、計七項目についてお尋ねしてまいりましたが、その中で、特に指定廃棄物最終処分場の候補地選定について時間を割かせていただきました。この問題は、繰り返すよう

ですが、栃木県は、かつて候補地提示をされたところがあるということを十分踏まえて今後の取り組みに当たっていただきたい。知事からは県民の代表としてというようなお言葉がございました。ぜひともそういった思いを大切にいただきながら、指定廃棄物最終処分場の候補地選定の問題を初めといたしまして、放射能汚染の問題、または農産物の中でもいまだ出荷停止指示をされております原木シイタケ等もございました。そういったものを含めて、震災の復旧・復興に取り組んでいただきたい。このようにお願い申し上げまして、私の質問の全てを終了させていただきます。どうぞ知事初め皆さんよろしく願いいたします。